

【会員登録要領について】

会員登録制度の趣旨・目的

会員登録制度は、日本ソフトテニス連盟（以下「日本連盟」という。）およびその加盟団体（下部組織含む）における会員組織を確立し、会員およびその所属団体を明確にすることにより、普及活動の基盤として役立てるとともに、併せて各組織の健全な財政に寄与するために実施しています。会員の一人ひとりがソフトテニス界を支えていく現状を再認識していただくとともに、会員登録制度の趣旨にそって「競技スポーツとしての一層の向上」「生涯スポーツとしての一層の普及」を具体的に推進しています。

<会員組織の確立>

会員組織をきちんと整備することは、競技団体が普及活動および事業を推進する上で基本的な要件であると考えます。会員登録制度は会員の管理を主眼とするものではなく、会員組織の掌握によって各年齢層に亘り、従来以上のきめ細かい指導普及体制(システム)づくりや普及活動の評価が可能となり、そのことにより組織の活性化が図られることが重要な目的です。

<財政への寄与>

ソフトテニス愛好者一人ひとりの負担に基づく財源により競技力の向上及び普及目標にそった事業推進の拡充を図るために設けられたものです。諸事業の内容については日本連盟の長期基本計画 2007・事業計画等に示されておりますが、それらをより具体的かつ強力に推進するためにはどうしても財源が必要となります。

会員登録料について

日本連盟会員登録料の1年間の金額は下記のとおりとなります。

一般	1,000 円
小学生	500 円
中学生	500 円
高校生	500 円
高等専門学校	500 円
大学生	500 円

会員登録の期限

登録締め切りは毎年6月末となっております。出来るだけ期限内に登録をしていただけますようお願いいたします。

新規団体について

初めて団体をつくるには日本連盟へ申請し、団体ID・パスワードを入手する必要があります。

<申請手続き>

1. 日本連盟HP (<http://www.jsta.or.jp>)に掲載されている「新規団体作成申請用紙」に必要事項を記入し、活動する所属支部(都道府県連盟)へ提出する。
2. 連絡のあった支部はその団体の地域コード・市町村コードを記入し、日本連盟へ提出する。
3. 日本連盟で団体ID・パスワードを発行し、記載されている団体管理者住所へ郵送する。
4. 団体管理者は届いた団体ID・パスワードをもってシステム登録をする。

必ずパスワードは変更して下さい。

会員証について

会員証は各団体から新規登録申請をし登録料が納入された方に対し日本連盟が発行します。会員ID番号(数字8桁)は永久背番号制となっておりますので、既に登録済みの方は発行されませんので大切に保管願います。

<再発行について>

日本連盟HP(<http://www.jsta.or.jp>)に掲載されている「会員証再発行依頼書」に必要事項を記入し、お手持ちの会員証を添えて所属支部(都道府県連盟)へ提出してください。

なお、紛失した場合は有料(500円)となります。

大会参加資格

会員登録制度発足に伴い、平成12年度から日本連盟主催大会の参加資格として、日本連盟および各都道府県連盟に登録したものに限ることを大会要項に定めています。

年齢について

登録された生年月日に基づいて計算されますが、大会参加資格と同様に当年度の4月2日時点の年齢となります。

傷害補償制度

従来傷害保険に加入していた会員の保険制度を平成13年度から改め、日本連盟独自の会員のための傷害補償制度を実施しています。また平成18年度から傷害補償内容などの充実を図っております。

個人情報について

本システムにより入手した個人情報は、会員の登録および会員の資格確認の目的以外には、一切使用いたしません。

【会員登録料納付システムについて】

登録料納付システムの概要

会員登録を促進する上で、関係者のご負担を軽減し、現金授受のトラブルを解消するため平成 20 年 4 月より登録料納付システムの運用を開始し、日本連盟会員登録料を各団体・クラブから直接日本連盟にお支払いいただくこととなりました。

また、各市町村連盟・地域連盟・都道府県連盟で設定している個人登録料および団体登録料についても、本システムを用いて団体・クラブよりお支払いいただくことが可能となります（利用は任意）。

同時に会員登録システム全体もよりお使いいただきやすいようにリニューアルいたしますので、操作方法が変わります。

現行との主な違い

1. 日本連盟会員登録料は、団体・クラブから直接日本連盟にお振込みいただきます
2. 日本連盟会員登録料の入金が確認されて初めて、会員は本登録されます（入金確認までは会員番号・会員証は発行されません。）
3. 登録料納付は、リニューアルした会員登録システムの一部として機能していますので、現行システムにおける、「団体・クラブによる会員登録申請」、および「上位組織による会員登録申請の確認」行為は、不要となります
4. 日本連盟への支払い方法は、コンビニ払いまたは郵便局 ATM による Pay-easy（ペイジー）払いになります。
5. 日本連盟以外の各市町村連盟・地域連盟・都道府県連盟（以下「支部連盟等」という。）の個人登録料又は団体登録料（以下「支部登録料」という。）も、本システムで納付する場合は、いったん日本連盟にお振込みいただき、後日、各連盟に日本連盟で預かった支部登録料を振込みます。

会員登録との関係

登録料納付システムは、実際にはリニューアルした会員登録システムの一部として機能しています（登録料納付システムの存在を利用者が意識する必要はありません）。

各団体・クラブ様が会員登録システムで会員を登録申請し、発生する登録料を振込み、日本連盟が入金を確認した時点で初めて本登録となります。登録料を納付しない限り本登録にはなりませんのでご注意ください。

入金方法

会員登録料は、コンビニ（ローソン・ファミリーマート・セイコーマート）または郵便局 ATM（ゆうちょ銀行）で入金することができます。それ以外の方法（銀行振込・郵便振替等）で入金することはできませんので、ご注意下さい。

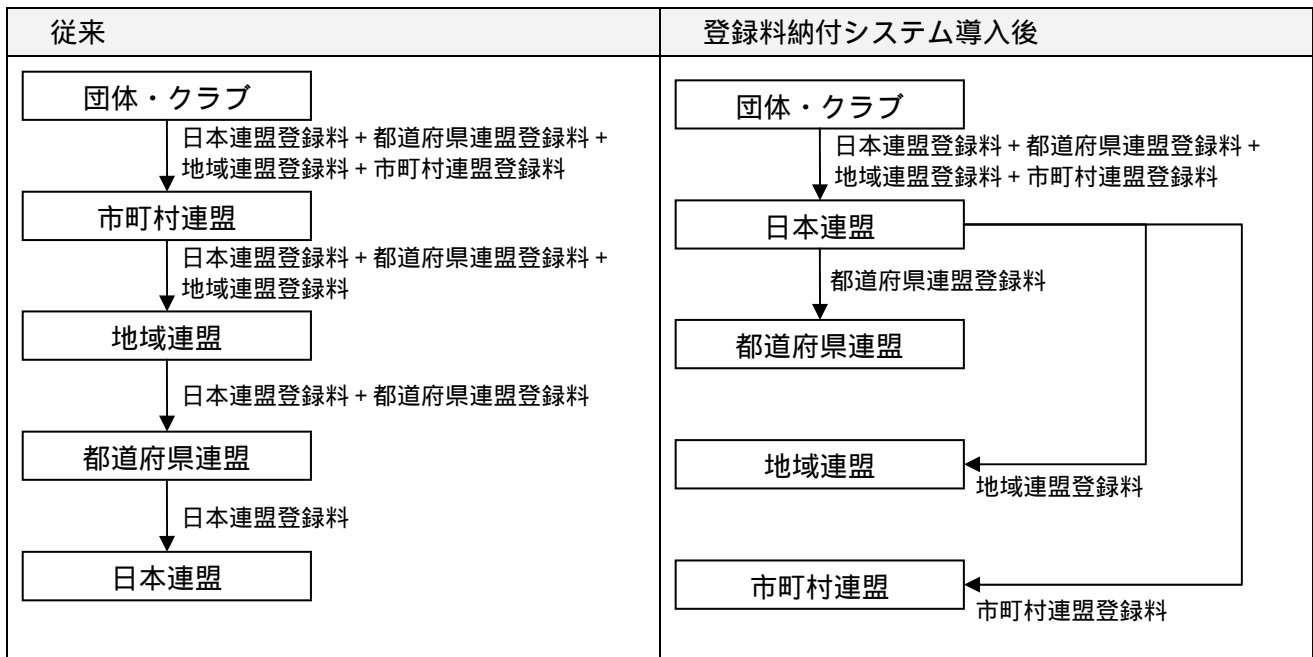
これらの入金方法を利用することで、「入金金額を決して間違えない」「コンビニの開いている時間ならいつでも入金できる」というメリットがあります。

支払い方法については、日本連盟HP (<http://www.jsta.or.jp>)に掲載しています。

日本連盟登録料以外の登録料納付

支部登録料も、本システムを利用して団体・クラブから支部登録料をお支払いいただくことができます。その場合、団体・クラブは日本連盟登録料と支部登録料を併せて日本連盟に振込み、ひと月分をまとめて日本連盟から都道府県連盟に支部登録料を振込みます（翌々月の10日・ただし金融機関が休業日の場合は良く営業日）

登録料の流れ



団体・クラブが入金する際の手数料

団体・クラブが日本連盟に入金する際に決済事業者に対して発生する手数料は、日本連盟が負担いたします。